

こくみんけんこうほけん 国民健康保険

がいよう 【概要】

けんこうほけん かにゆうしゃ びょうき しゅつさんまた しぼう たい ひつよう ほけんきゆうふ せいど にほん す
健康保険とは、加入者の病気、けが、出産又は死亡に対して必要な保険給付をする制度です。日本に住んで
じゅうしょ ひと なに けんこうほけん かにゆう ひつよう おおたし す しょくば けんこうほけん
住所のある人は、何かしらの健康保険に加入する必要があります。太田市に住んでいて、職場の健康保険
しゃかいほけん はい ひと かぞく みんかん いりようほけん はい おおたし こくみんけんこうほけん はい
(社会保険)に入っていない人とその家族は、民間の医療保険に入っている太田市の国民健康保険に入らな
ければいけません。

はい てつづ 【入る手続き】

か き がいとう ばあい にちいない こくみんけんこうほけん はい てつづ
下記に該当する場合は14日以内に国民健康保険に入る手続きをしなければなりません。

- がいこく にほん き ほか しちようそん ひ こ
外国から日本に来たとき・他の市町村から引っ越してきたとき
- しょくば けんこうほけん
職場の健康保険をやめたとき
- こ う
子どもが生まれたとき
- せいかつほご う
生活保護を受けなくなったとき

てつづ ひつよう <手続きのとき必要なもの>

ざいりゅうかーど とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ しょくば けんこうほけん しゃかいほけんりだつしょうめいしょ しゃかい
在留カードまたは特別永住者証明書、職場の健康保険をやめたときは、社会保険離脱証明書や社会
ほけんしかくそうしつしょうめいしょ しょくば けんこうほけん しょうい まいなんばー つうち かーど
保険資格喪失証明書など職場の健康保険をやめたことがわかる書類、マイナンバー(通知)カード

しんせいばしょ <申請場所>

おおたしやくしょ ぐんまけんおおたしはまちよう だいひょう
太田市役所 373-8718 群馬県太田市浜町 2-35 TEL:0276-47-1111(代表) FAX:0276-47-1888

かいちようじかん ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん
開庁時間:午前8時30分~午後5時15分

こくみんけんこうほけんか、ぎょうせいせんたー、おおたぎょうせいせんたー、やぶづかほんまちぎょうせい、いがい、やぶづかほんまちちょうしゃ、かい
国民健康保険課、行政センター（太田行政センター、藪塚本町行政センター以外）、藪塚本町庁舎 1階

やぶづかほんまち、かかり、さーびすせんたー
藪塚本町サービス係、サービスセンター

【やめる手続き】

かき、がいとう、ぼあい、にちいない、こくみんけんこうほけん、そうしつとどけ
下記に該当する場合は14日以内に国民健康保険の喪失届をしなければなりません。

- しゅつこく、ほか、しちょうそん、ひ、こ
出国するとき・他の市町村へ引っ越ししたとき
- しょくば、けんこうほけん、しゃかいほけん、はい
職場の健康保険（社会保険）に入ったとき
- しぼう
死亡したとき
- せいかつほごう
生活保護を受けたとき

かいしゃ、てつづ、とどけで、こくみんけんこうほけん、はい、こくみんけんこうほけんぜい
※会社は、手続きをしてくれません。届出をしないと国民健康保険に入ったままになり、国民健康保険税もか
かりつづ、かなら、ほんにん、かぞく、てつづ
り続けてしまうので、必ず本人や家族が手続きをしてください。

しゅつこく、ほか、しちょうそん、ひ、こ、てんしゅつとどけ、ひつよう、さいにゆうこくきよか、しゅつこく、ほけんしょう
※出国するとき・他の市町村へ引っ越すときは転出届が必要です。また、再入国許可で出国し、保険証
つか、ぼあい、てんしゅつとどけ、ひつよう
を使わない場合でも転出届が必要です。

<手続きのとき必要なもの>

ざいりゅうかーど、とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ、こくみんけんこうほけん、しかくかくにんしょう、しょくば、ほけん、はい
在留カードまたは特別永住者証明書、国民健康保険の資格確認書等、職場の保険に入ったときは

あたらし、はい、しかくかくにんしょう、しかくじょうほう、し、まいなんばー、つうち、かーど
新しく入った資格確認書または資格情報のお知らせ、マイナンバー（通知）カード

しんせいばしょ
<申請場所>

こくみんけんこうほけんか ぎょうせいせんたー おおたぎょうせいせんたー やぶづかほんまちぎょうせい いがい やぶづかほんまちちやうしや かい
国民健康保険課、行政センター（太田行政センター、藪塚本町行政センター以外）、藪塚本町庁舎 1階

やぶづかほんまち かり さーびすせんたー
藪塚本町サービス係、サービスセンター

じゆしん きゆうふ
【受診と給付】

びやういん いしや い かなら しかくかくにんしよとう ていじ ていじ いりようひ しほら
病院、医者に行くときは必ず資格確認書等を提示してください。提示すれば、医療費の支払いが、かかった
きんがく ぼーせんと のこ ぼーせんと かにゆうしやみな すこ あつ こくみんけんこうほけんぜい
金額の30パーセントになります。残りの70パーセントは、加入者皆から少しずつ集める国民健康保険税な
どで賄いますので、決められた納期内に納付してください。

ただし、以下のものについては自己負担（保険が使えない）となります。

- けんこうしんだん よぼうちゆうしや
健康診断や予防注射
- せいじよう にんしん けいざいじよう りゆう にんしんちゆうぜつ
正常な妊娠や経済上の理由による妊娠中絶
- びようせいけい し かきようせい
美容整形や歯科矯正
- しごとちゆう つうきんとちゆう びようき ろうどうさいがいほけん たいしやう
仕事中や通勤途中のけがや病気（労働災害保険の対象）

また、以下のときは保険給付が制限されます。

- はんざい びようき まやくちゆうどく こい びようき
犯罪やけんかによる病気やけが、麻薬中毒などや故意にした病気やけが

【出産と死亡】

保険に入っている人が要件を満たせば、子どもを産んだ時に出産育児一時金がもらえます。

死亡時には葬祭費がもらえます。

【高額療養費】

高額療養費は、同じ人が、1か月間に、同じ病院で支払った金額が、決められた金額を超えた時、その超えた分の金額が申請をされるともらえます。もらえる人には、病院に行った月のだいたい2か月後の下旬に通知が届きます。申請場所は通知に書いてあるので、そこで申請をしてください。

【保険税】

国民健康保険に入ったら、病院に行ったことがなくても国民健康保険税を払わなければいけません。

世帯主に課税され、世帯主が国民健康保険に入っていない場合でも同じ世帯に国民健康保険に入っている人がいれば、その世帯主に国民健康保険税が課税されます。保険税は世帯内の加入者の所得と人数で計算されます。

保険税を納めないと医療費をいったん全額自己負担すること（特別療養費）になります。

【問合せ先】

太田市役所 国民健康保険課（1階16番窓口）

メールアドレス 020760@mx.city.ota.gunma.jp

TEL 0276-47-1825 FAX 0276-47-1876